

設計図書等が電子閲覧できない場合

1. 通信機器や回線の障害などの理由で電子閲覧ができない場合

設計図書の閲覧方式が、電子閲覧と指定されている場合については、原則として電子閲覧でのみ行うこととなりますが、通信機器や回線の障害などの理由で電子閲覧ができない場合で、止むを得ない事情と認められる場合に限り、電子データの提供を行います。

1. 申請方法

別紙様式「設計図書等のデータ複写申請書」に必要事項を記入し、あわせて複写用の記録媒体を提出

2. 記録媒体

データ複写用の記録媒体は、セキュリティー上の理由により、未使用又は初期化済のCD-Rに限り、その他USBメモリ等では提供できません。

3. 申請期間

申請期間：指名通知書に記載の閲覧期間内

受付時間：午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く）

4. 申請先

真岡市亀山北土地地区画整理組合事務局（TEL:0285-83-8156）

【注意事項】

※データの提供を行う場合は、通信障害など電子閲覧ができない場合のみであり、通常はデータでの提供は行いません。また、紙での提供は行いません。

※記録媒体が初期化されていない場合、媒体の初期化をさせていただくこととなります。万が一、記録媒体内に保存されているデータがある場合の責任は負いかねますので、ご了承願います。

設計図書等のデータ複写申請書

平成 年 月 日

真岡市亀山北土地区画整理組合
理事長 浅香 映夫 様

住 所
申請者 称号又は名称
代表者名

印

次の案件名の設計図書等について、下記の理由により電子閲覧ができないので、設計図書等の電子データの複写を受けたいので、注意事項に同意のうえ、申請します。

記

1. 案件名

案 件 名

2. 電子閲覧できない理由

--

3. 注意事項

記録媒体が初期化されていない場合、媒体の初期化をさせていただくことになります。万が一、記録媒体内に保存されているデータがある場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。

記録媒体を初期化（データ削除）することについて 同意します